

国水水第 72 号
令和 6 年 6 月 27 日

各 都道府県知事 殿

国土交通省水管理・国土保全局長
(公 印 省 略)

水道施設整備事業の新規事業採択時評価実施要領細目等の策定について

令和 6 年 4 月、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）が施行され、水道整備・管理行政のうち水質又は衛生に関する事務以外の事務については、社会資本の統合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働省から国土交通省に移管されました。

このため、新規事業採択時評価の実施方針である「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」、再評価の実施方針である「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、完了後の事後評価の実施方針である「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」が令和 6 年 6 月 27 日付け国土交通事務次官名をもって通知されているところですが、水道施設整備事業に係る本要領の細目について策定しましたので通知します。

貴職におかれましては、本要領細目に基づく新規事業採択時評価、再評価、事後評価を行うよう要請します。

なお、本通知の発出に伴い、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成 23 年 7 月 7 日健発 0707 第 1 号）、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成 23 年 7 月 7 日健水発 0707 第 1 号）、「水資源機構事業の評価の実施について」（平成 23 年 7 月 7 日健水発 0707 第 1 号）は廃止します。

また、各都道府県におかれては貴管内の市町村に対しても、この旨周知をよろしく願います。